

長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

〔平成18年6月2日〕
告示第435号

改正 平成19年5月22日告示第380号
平成21年5月21日告示第343号
平成22年6月29日告示第403号
平成23年5月30日告示第423号
平成24年6月21日告示第467号
平成25年7月2日告示第496号
平成26年3月31日告示第204号
平成26年6月6日告示第405号
平成27年7月3日告示第453号
平成28年3月22日告示第148号
平成28年6月9日告示第471号
平成29年8月10日告示第648号
平成30年10月4日告示第589号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)に対し私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園で、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第7条ただし書の規定により別段の申出をした私立幼稚園をいう。
- (2) 園児 私立幼稚園に在園し、長崎市に住所を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (3) 保護者 園児に対して親権を行う者又は未成年後見人その他の者で、園児を現に監護する者をいう。
- (4) 保育料等 設置者が保護者から徴収する保育料及び入園料をいう。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、設置者が保護者に対して行う保育料等の減免その他の負担軽減措置(以下「減免等」という。)とする。

2 補助事業の対象となる者は、保護者に対し保育料等の減免等を行う設置者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める範囲内とする。ただし、当該年度に保護者が支払う保育料等の合計額が、同表に定める額に満たない場合は、当該支払い額を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、第12条第1号に規定する幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 幼稚園在園児名簿(第1号様式)

(2) 私立幼稚園就園奨励費世帯状況調(第2号様式)

2 前項の規定による補助金の交付申請は、補助事業を実施する年度の3月10日までに同項に規定する書類を提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の変更交付申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付申請の内容を変更しようとする設置者は、同条第1項に規定する書類に幼稚園就園奨励に係る入退園等証明書(第3号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付申請又は前条の規定による補助金の変更交付申請に係る書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、第12条第2号に規定する補助金等交付決定(変更)通知書により設置者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付するものとする。

(実績報告書の提出期日)

第9条 規則第12条の期日は、補助事業等を実施する年度の末日とする。

(証拠書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免等を明らかにするため、保育料等の減免等確認書(第4号様式)を保護者から徴し、補助事業に係る関係書類とともに事業終了後5年間保存しなければならない。

(証拠書類の提出)

第11条 市長は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の規定による書類の

提出を求めることができる。

(補助金の交付手続の特例)

第 12 条 規則第 22 条の規定により、様式の特例を次のとおり定める。

- (1) 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書及び規則第 5 条第 3 項に規定する補助事業等変更中止(廃止)承認申請書は、幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書(第 5 号様式)とする。
- (2) 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金等交付決定通知書は、補助金等交付決定(変更)通知書(第 6 号様式)とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(平成 18 年 6 月 2 日長崎市告示第 435 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成 18 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 19 年 5 月 22 日長崎市告示第 380 号)

改正後の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日長崎市告示第 343 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 6 月 29 日長崎市告示第 403 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 23 年 5 月 30 日長崎市告示第 423 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 21 日長崎市告示第 467 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成 25 年 7 月 2 日長崎市告示第 496 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日長崎市告示第 204 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成 26 年 6 月 6 日長崎市告示第 405 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成 27 年 7 月 3 日長崎市告示第 453 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日長崎市告示第 148 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成 28 年 6 月 9 日長崎市告示第 471 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 29 年 8 月 10 日長崎市告示第 648 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表備考3ただし書の改正規定は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定(次項に定めるものを除く。)は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。
- 3 改正後の長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱別表備考3ただし書の規定は、平成29年9月1日以降に算定する補助金から適用し、同日前に算定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 10 月 4 日長崎市告示第 589 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	補助の基準	補助対象経費	補助限度額(年額)		
			第1子	第2子	第3子以降
1区分	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料の合算額	308,000 円	308,000 円	308,000円
2区分	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		272,000	308,000	
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		187,200	247,000	
3区分	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		62,200	185,000	
4区分	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円を超え、211,200円以下の世帯		—	154,000	
5区分	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円を超える世帯				

備考

1 補助限度額の算出方法等については、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日 文部大臣裁定)第3条第3項の規定による通知によるものとする。

2 保護者が母子及び寡婦並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号又は第1条の2第2号の規定に該当する場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦(以下「寡婦」という。)又は同項第12号に規定する寡夫(以下「寡夫」という。)とみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)の規定により算定した市民税の所得割課税額により、補助の基準に係る区分を決定する。

3 多子軽減の適用については、保護者と生計を一にする者(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその直系卑属)を年長者から数えることとする。ただし、4区分のうち、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が97,000円以上の世帯及び5区分の世帯については、小学校3年生までを多子計算に係る上限年齢とする。

4 園児の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる区分に該当するときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる補助限度額とする。

(1) ひとり親世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯)

(2) 次のアからオまでのいずれかの在宅障害児(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものをいう。)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当と認めた者

(3) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯(申請があった場合に限る。)

区分	補助の基準	補助対象経費	補助限度額(年額)		
			第1子	第2子	第3子以降
2区分	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	入園料及び保育料の合算額	308,000 円	308,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		272,000		
3区分	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯				